

共通仕様書

- 1 この共通仕様書は、鉛管対策業務委託に適用する。
- 2 この仕様書に記載されたものの他、特記仕様書、指示書、図面、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び「水道工事共通仕様書」、「給水装置工事施行基準」等、並びに関係諸法令及び条例等を遵守し、調査職員と十分協議の上、実施すること。
- 3 受託者は、本業務を統括する業務責任者を選任しなければならない。
 - (1) 業務責任者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者又は構成員であること。
 - (2) 業務責任者は、水道管路施設等の修繕工事等に関する豊富な知識はもとより、本業務の内容、法令関係、関係書類の作成等を熟知している者を選任すること。
 - (3) 業務責任者は、常時、委託者と緊密な連絡を取れるようにしておかなければならない。
 - (4) 業務責任者は、給水装置工事主任技術者の資格を取得している者を選任しなければならない。
 - (5) 業務責任者の休みが長期間に及ぶ場合は、新たに業務責任者を選任しなければならない。
- 4 受託者は、本業務の施行班毎に作業責任者を選任し現場に常駐させること。
 - (1) 作業責任者は、業務における施工、安全管理等に関する一切の事項を処理するとともに、業務責任者、委託者と緊密な連絡を取り、業務の円滑、迅速な進行を図ること。
 - (2) 作業責任者がやむを得ず現場から一時的に離れるときは、業務責任者及び委託者に連絡し承諾を得た上で、職務を代行するものを常駐させること。
- 5 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受託者は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
 - (2) 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とする。
 - (3) 受託者は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - (4) 受託者は、この契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
 - (5) 受託者は、この契約による事務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
 - (6) 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。また、事務の処理を行う場所に、資料等の複製が可能な媒体を持ち込んではいない。
 - (7) 受託者は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

- (8) 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (9) 委託者は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、受託者に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。
- (10) 受託者は、この契約による事務の処理のために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとし、委託者の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。
- (11) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 6 業務の実施に当たっては、調査職員と連絡を密にし、疑義が生じた場合は、速やかに指示を受けること。
- 7 業務の実施に当たって、必要となる資料等の貸与等については調査職員に申し出、使用後は速やかに返却すること。
- 8 成果物の引き渡し後、過誤、粗漏、不足及び不適當が発見された場合は、直ちに修補を行なうものとする。この場合に要する費用は、受託者の負担とする。